

盛岡広域振興局長告示第83号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成25年10月29日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1（1） 名称 盛岡市玉山区船田特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 盛岡市地内の市道船田一本木線と市道柴沢船田線との交点を起点とし、起点から市道船田一本木線を東に進み市道柴沢下田線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道柴沢一本木線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道柴沢船田線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る点に囲まれた一円の区域
- （3） 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 2（1） 名称 紫波町上平沢特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 紫波郡紫波町地内の一般県道紫波雫石線と町道石田線との交点を起点とし、起点から同一般県道を東に進み主要地方道紫波インター線との交点に至り、同点から同主要地方道を東に進み町道高田関口線との交点に至り、同点から同町道を南に進み一般県道志和石鳥谷線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み町道石田線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域
- （3） 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 3（1） 名称 矢巾町岩崎川特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 紫波郡矢巾町地内の一般県道矢巾西安庭線と町道宮田線との交点を起点とし、起点から同一般県道を南に進み町道西部開拓線との交点に至り、同点から同町道を南に進み岩崎川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に向かって進み町道清流線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み一般県道矢巾西安庭線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み民有地と民有林14林班3小班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み民有地と国有林盛岡森林管理署433林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み民有地と民有林14林班4小班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進みさらに東に進み民有林14林班5小班、6小班、12小班及び64小班と民有林14林班16小班、17小班、65小班、67小班及び68小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進みさらに南東に進み民有地と民有林14林班16小班、19小班及び29小班的境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み町道宮田線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域
- （3） 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器